

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年1月18日

京都市長 門川大作

京都市規則第59号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

附則中第14項を第15項とし、第3項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 平成22年度から平成26年度までの各年度分の軽自動車税に限り、法附則第12条の2の2第6項に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるもの（4輪以上のものに限る。）は、条例第69条第6号に規定する市長が特に課税を不相当と認めるものとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局税務部税制課)